

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会改革検証特別委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の活動を継続的かつ効果的に実施することにより、地域福祉の増進に寄与するため、本会の経営及び事務事業を調査し、また、そのあり方を審議するため、改革検証特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本会会長の諮問に応じ、本会の経営及び事務事業を調査し、及びこれらに関し必要と認める意見を本会会長に答申する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、5人以内をもって構成し、次に掲げる分野より本会会長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 住民

(3) 保健、福祉、教育者

(4) 市民活動団体

(5) 法曹界

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、答申をもって終了とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。